

みよし市選挙管理委員会会議録

日時 平成29年11月11日(土)
開会 午後1時30分から
閉会 午後2時まで
場所 みよし市役所 特別会議室

出席者（選挙管理委員会委員）

委員長	伊豆原 要	委員	原田 重助
職務代理者	三浦 和夫	委員	内田 銑造

（書記）

総務部長（書記長）	原田 清明	総務課副主幹（書記）	岡田 珠見
総務部次長（書記）	廣瀬 邦仁	総務課主任主査（書記）	塚崎 仁
総務課長（書記）	野々山 清	総務課主事（書記）	福上 慎吾
総務課主幹	坂口 慶臣	総務課主事（書記）	丹羽 岬

公開の状況 公開

傍聴者 なし

次第

1 あいさつ

2 議題

(1) 選挙人名簿選挙時登録について

- ア 選挙時登録資格要件
- イ 選挙人名簿登録数（選挙時登録）

(2) 選挙管理委員会告示について

- ア ポスター掲示場の設置場所について
- イ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示
- ウ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示
- エ みよし市長選挙の実施について
- オ 投票管理者、同職務代理者の選任について
- カ 開票管理者、同職務代理者の選任について
- キ 期日前投票所の投票管理者、同職務代理者の選任について
- ク 期日前投票所の場所について
- ケ 氏名掲示の順序のくじの日時及び場所について
- コ 投票所の場所について
- サ 開票の事務を選挙会の事務と併せて行うこと

- シ 選挙会の事務を行う日時及び場所
 - ス 選挙運動費用の支出制限額について
 - セ ポスター掲示場のポスター掲示について
 - ソ 選挙運動費用報告書の公表について
 - タ 選挙公報掲載の掲載順を定めるくじの日時、場所について
- (3) みよし市長選挙長告示について
- ア 選挙長事務を行う場所について
 - イ 選挙立会人を定めるくじの場所及び日時について
 - ウ 候補者の届出について

3 その他

議題

名前	内容
野々山書記	<p>ただいまから選挙管理委員会を開催させていただきます。</p> <p>本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により公開することとしておりますが、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告させていただきます。</p> <p>それでは、今日の議題を次第に沿いましてお願いしたいと思います。これより先、議事の進行につきましては、委員長よろしくお願いいたします。</p>
伊豆原委員長	<p>それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>議題（1）選挙人名簿選挙時登録について、書記より説明をお願いいたします。</p>
福上書記	<p>はい。それでは、議題（1）選挙人名簿選挙時登録について説明させていただきます。</p> <p>1 ページ目をご覧ください。今回の選挙の選挙時登録資格要件について説明いたします。一つ目ですが、基準日及び登録日は本日平成29年11月11日（土）となります。</p> <p>二つ目の登録要件ですが、（1）日本国民であること、（2）平成29年11月19日現在で年齢満18年以上である者、すなわち平成11年11月20日以前の出生者であること、（3）住所要件は、平成29年8月11日以前の転入者で、引き続き平成29年11月11日まで本市の住民であること、いわゆる3箇月要件のことです。平成29年7月11日から平成29年11月10日までの間の転出者については、3箇月以上本市の住民基本台帳に記録されていた者であること。帰化した者は、帰化の届出をした日以後、引き続き本市の住民であることとなっております。三つ目の抹消者ですが、前回</p>

	<p>の登録時において登録のあった者で、平成29年7月10日以前に転出した者、いわゆる4箇月要件です。前回の登録時において登録のあった者で、基準日までに死亡した者。前回の登録時において登録のあった者で、欠格事項に該当した者となっております。四つ目のその他ですが、「転出者」で表示される者は、平成29年7月11日以降の転出者となります。</p> <p>続いて2ページ目をご覧ください。平成29年11月11日現在の選挙人名簿登録者数は、男24,327人、女22,837人、計47,164人となっております。下の表は、投票区ごとの内訳でございます。</p> <p>3ページ目をご覧ください。上の表は、前回選挙時登録、すなわち平成29年10月22日執行の第48回衆議院議員総選挙と今回選挙時登録における選挙人名簿登録者数及び増減表となっており、男2人増、女5人増、計7人増となっております。下の表は、前回定時登録との比較となっており、男7人減、女26人増、計19人増となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
伊豆原委員長	<p>ありがとうございます。ただいま書記から説明がありましたが、質問等ございませんか。</p> <p>ご質問等無ければ、ただいまから採決に移りたいと思います。</p> <p>議題（1）選挙人名簿選挙時登録について、ご異議ございませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p>
伊豆原委員長	<p>ご異議ないようですので、議題（1）選挙人名簿選挙時登録については、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、議題（2）選挙管理委員会告示について、書記から説明をお願いします。</p>
塚崎書記	<p>みよし市長選挙に係る選挙管理委員会告示について説明をいたします。資料4ページをご覧ください。</p> <p>告示第24号につきまして、平成29年11月19日執行予定のみよし市長選挙におけるポスター掲示場の設置に係る告示です。5ページ、6ページにその設置場所の一覧を掲載しています。設置数、設置場所ともに先の衆議院議員総選挙と同じ内容となっております。なお、この告示は、掲示場の設置が完了した11月10日に既に告示させていただきましたので、御了承ください。</p> <p>7ページをご覧ください。告示第25号は、今回の選挙人名簿の登録に係る地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の50分の1の数の告示です。今回の登録者数47,164を50で割ると943.28となり、50分の1の数は、944となります。</p> <p>告示第26号は、今回の選挙人名簿の登録に係る地方自治法第76条第1</p>

項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数の告示です。今回の登録者数47,164を3で割ると15,721.33となり、3分の1の数は、15,722となります。これらの告示は、本日の会議終了後に告示したいと思います。

8ページをご覧ください。告示第27号について、公職選挙法第33条第1項の規定により、みよし市長の任期満了による選挙を平成29年11月19日に行う旨の告示です。

告示第28号につきまして、みよし市長選挙の投票管理者及びその職務を代理すべき者の告示です。投票管理者及び職務代理者には、市の職員を充てています。

9ページをご覧ください。告示第29号につきまして、みよし市長選挙の選挙長及び職務代理者の告示です。選挙長には伊豆原委員長を、職務代理者には三浦職務代理者をお願いしたいと存じます。

告示第30号につきまして、みよし市長選挙の期日前投票所の投票管理者及び職務代理者、これらの者が職務を行うべき日の告示です。こちらにつきましても、投票管理者及び職務代理者には、市の職員を充てています。

10ページをご覧ください。告示第31号につきまして、みよし市長選挙期日前投票所の場所の告示です。みよし市役所の住所である、みよし市三好町小坂50番地となっています。

告示第32号につきまして、みよし市長選挙の投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時及び場所の告示です。日時は明日11月12日午後5時50分を、場所はみよし市役所3階301会議室となっています。

11ページをご覧ください。告示第33号につきまして、みよし市長選挙における投票所の告示です。天王投票区を除く投票区は投票区内の小学校体育館を、天王投票区は新屋児童館を告示する内容となっています。

告示第34号につきまして、みよし市長選挙における開票の事務を選挙会の事務と併せて行う旨の告示です。選挙会とは、選挙長が行う当選人を決定する事務です。公職選挙法では、開票の事務を選挙会の事務と併せて行うことができることとされており、開票の結果をもって即当選人を決定することができることとなっています。

12ページをご覧ください。告示第35号です。みよし市長選挙において開票の事務と併せて行う選挙会の事務を行う日時及び場所の告示です。日時は11月19日午後9時10分、場所は三好公園総合体育館となっています。

告示第36号につきまして、みよし市長選挙における選挙運動費用の支出制限額の告示です。各候補者が選挙運動のために用いることができる支出の制限額は、今回の選挙人名簿登録者数47,164に政令で定める81円を掛け、その数に3,100,000円を足した数である6,920,284の100円未満を切り上げた6,920,300円がその額となります。

13ページをご覧ください。告示第37号につきまして、みよし市長選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる期日の告示です。ポスターを掲示できる期日は、明日11月12日からとなります。

告示第38号につきまして、みよし市長選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書要旨の公表の方法の告示です。候補者は、選挙後に選挙運動に関する収支を記した報告書を選挙管理委員会に提出することとなります。選挙管理委員会は、提出された報告書の用紙を公表することとされており、その方法は市役所前の掲示板に掲示し誰でも見るようにする内容となっています。

告示第39号につきまして、みよし市長選挙の選挙公報の掲載の順序を定めるために行うくじの日時及び場所の告示です。日時は11月12日午後5時20分、場所はみよし市役所3階301会議室となります。

続きまして、みよし市長選挙に係る選挙長告示の説明をいたします。

14ページをご覧ください。告示第1号につきまして、選挙長の事務を行う場所の告示です。選挙長の事務を行う場所は、みよし市三好町小坂50番地みよし市役所5階総務課事務室となっています。

告示第2号につきまして、みよし市長選挙における選挙立会人を定めるくじの場所及び日時の告示です。選挙立会人は、選挙会に立ち会う方で、選挙会を開票の事務と併せて行う場合には、開票の立会人となります。くじの場所はみよし市役所3階301会議室を、日時は11月17日午前9時50分となっています。

告示第3号につきまして、みよし市長選挙の候補者の告示です。明日立候補の届出のあった候補者の氏名、本籍、住所、生年月日、年齢、性別、所属党派及び職業を告示します。

選挙管理委員会告示及び選挙長告示につきまして、併せて説明させていただきましたので、よろしく願いいたします。

伊豆原委員長

ありがとうございました。ただいま書記から説明がありましたが、質問等ございましたらよろしく願いいたします。

内田委員

聞き漏らしてしまったかもしれませんが、「選挙長」というのはどういった位置付けになるのでしょうか。

塚崎書記

はい。選挙会に関する事務を行う職ということで規定がされております。

内田委員

選挙長というのは、選挙管理委員会の委員長の方が自動的になられるのですか。

塚崎書記

いえ、法令上は選挙権を有する方の中から選挙管理委員会が選任する、とされております。

伊豆原委員長	<p>他にご質問等無ければ、ただいまから採決に移りたいと思います。</p> <p>議題（２）選挙管理委員会告示、議題（３）みよし市長選挙長告示について、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p>
伊豆原委員長	<p>ご異議ないようですので、議題（２）選挙管理委員会告示、議題（３）みよし市長選挙長告示については、承認されたものといたします。</p> <p>最後に３その他ですが、何かございましたらお願いいたします。</p>
野々山書記	<p>はい。お手元にA４で１枚お配りさせていただいております。議題ではございませんが、ただ今説明させていただいた中で、選挙会と当選告知及び当選証書付与について抜粋したものを載せさせていただきました。</p> <p>選挙会について、有投票ということで選挙が行われた場合については、開票の事務と合同で、１１月１９日の午後９時１０分より三好公園総合体育館で行います。立候補される方がお一人で無投票となった場合は、１１月２０日の午前９時から市役所３階の研修室で行う予定をしております。２点ほど補足がございます。先ほどの説明の中での告示は有投票を想定しての告示となりますので、無投票の場合はこの告示を一部改正しまして、選挙期日翌日の１１月２０日に選挙会の日程を変えさせていただきたいと思います。また、三浦職務代理、原田委員、内田委員には、選挙立会人をお願いしたいと思います。</p> <p>当選告知につきましては、１１月２０日の午前９時３０分から午前１０時頃までの間に、当選人の方の指定する場所で行います。おそらく当選された方のご自宅になろうかと思いますが、伊豆原委員長にはご足労おかけしますが、原田書記長と私と当選の告知をお願いいたします。</p> <p>同日の午前中に続けて申し訳ありませんが、当選証書の付与ということで、午前１１時から市役所の研修室で行いたいと思います。</p> <p>委員の皆様にはご足労おかけしますが、よろしくお願いいたします。</p>
伊豆原委員長	<p>ありがとうございました。その他について何かご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。</p>
内田委員	<p>今のお話には関係ないのですが、この間の衆議院選挙の時に感じたのですが、投票の終了が午後８時で、開票の開始が午後９時１０分でしたね。開票開始までの待ち時間がかなりあったように感じました。おそらく今まで投票所が２５箇所あったので集まってくるのにも時間がかかったのだらうと思いますが、今は８箇所になりましたし、見えてもどの投票区も８時３０分頃には集まっているようでしたので、もっと早くに開始してはどうでしょうか。</p>

	ただ待っているのも、もったいない気がします。
原田書記長	スムーズにいけば早めても良いのかもしれませんが、何かトラブルがあった時に時間通りに開始できない可能性があります。開始時刻を告示してしまうものですから、これを変更するとなると、緊急で選挙管理委員会を開いて告示をし直さなければならないという手続きがあります。ですので、少し余裕をもっておきたいです。
内田委員	遅れてはまずいのですね。分かりました。告示をするというのは、誰に向かってしているのでしょうか。見学等に来られる方ですか。
塚崎書記	形式的には、有権者の方全体に向かってということになります。おっしゃられるように投票所が8箇所となったことで、我々も効率化を図っていかねばならないと考えております。今後選挙が繰り返されて、実績として、早めても大丈夫だろうという段階になったら検討させていただきたいと思えます。
内田委員	トラブルと言い出すときりがないので、大体8時30分頃には揃うだろうという想定でやっても良い気がします。
岡田書記	そうですね。ですが揃っていても実際には残票の確認ですとか、投票録の照合ですとか、裏では事務が行われているということもございますので、なかなか直ぐにというのは難しいかもしれません。
野々山書記	時間に追われると事務に従事している者も焦りミスに繋がりますので、余裕を持っておきたいところですが、ただあまりにも空白の時間ができてしまうようでしたら、考えさせていただきたいと思えます。
内田委員	分かりました。もう一点ですが、開票で数え間違いがありましたよね。人が介在すると余計に間違えてしまうので、機械でカウントして最後の結果を見て、万が一違っていればそこで初めて人が介在してカウントし直す方が間違いが少ないような気がします。
原田書記長	先回の反省として、2回計数器を通した後で人にチェックさせておりましたので、そうではなくて、人がチェックした後で計数器にかけて、その後は触らないという風の流れを変えようかと検討しております。
伊豆原委員長	他に何かよろしいでしょうか。それでは、これをもちまして本日の選挙管理委員会を終了いたします。 本日は、ありがとうございました。